

## 熊本県生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

### 1 目的

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は熊本県（以下「県」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他県が適当と認める民間団体に、県が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託して実施する。

なお、委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年度以内とするが、業務処理状況が良好である場合は、予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。

### 3 実施地域

県内の町村域とする。

### 4 支援対象者

上記3の範囲にある者で、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第3条第1項に規定する「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により現に経済的に困窮し、又は最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）」とする。

なお、法に基づく事業等のうち家計改善支援事業においては、ケース診断会議や稼働能力判定会議等において、県福祉事務所、自立相談支援機関、家計改善支援事業受託者等との間で調整した特定被保護者も対象とする。

### 5 実施体制及び実施方法

#### （1）自立相談支援機関及び拠点の設置

受託者は、人口や生活保護率等を勘案し、3の実施地域に起居する生活困窮者の来所、アウトリーチを含めた幅広い相談に対応できる窓口となる自立相談支援機関を設置する。

なお、県北（玉名郡、菊池郡、阿蘇郡の範囲）、県央（上益城郡、下益城郡、天草郡の範囲）、県南（八代郡、芦北郡、球磨郡の範囲）のそれぞれの範囲に拠点となる自立相談支援機関を1箇所以上ずつ設ける。

#### （2）支援員の配置

自立相談支援機関には、主任相談支援員、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員（以下これらの支援員を「主任相談支援員等」と総称する。）を配置する。主任相談支援員等は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了

証を受けた者とする。(ただし、当分の間は、この限りでない。)

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりであるが、主任相談支援員は

(1) なお書き以降の拠点に最低1名以上配置し、対象区域内の人口規模や人員等の状況によっては相談支援員が就労支援員を兼務することも可能とする。

また、12の業務に従事する居住支援事業相談支援員を配置する。

#### ①主任相談支援員

社会福祉士等の有資格者で、保健・福祉等の業務に従事経験がある者とする。

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

#### ②相談支援員

社会福祉業務に勤務経験がある者とする。

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

#### ③就労支援員

産業カウンセラー等の資格を有し、キャリアコンサルティングなどの経験がある者とする。

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

## 6 事業内容

自立相談支援機関における生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。

なお、自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業（以下「両事業」という。）を一体的に実施するため、プランの協議又はプランに基づく支援の進捗状況の確認の際に両事業に従事する者が参画することや、両事業に従事する者に対して支援の実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を共有し、両事業との緊密な連携を図る体制を確保するものとする。

### (1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある者など、自ら相談に訪れることが困難であったり支援に一定の時間が必要な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ、関係機関への同行支援を行うなど丁寧な支援を実施する。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適當かを判断（振り分け）する。

ウ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適當であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。その際、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずる。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。その際、継続的な支援が行われるよう、福祉事務所との円滑な引き継ぎが行われるよう留意する。

また、他制度や他機関へのつなぎが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談機関等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

## (2) アセスメント・プランの策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、居住支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（キ）までに掲げる法に基づく支援、（ク）から（コ）までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

- （ア）住居確保給付金の支給
- （イ）就労準備支援事業
- （ウ）居住支援事業
- （エ）家計改善支援事業
- （オ）認定就労訓練事業
- （カ）子どもの学習・生活支援事業
- （キ）（ア）から（カ）までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
- （ク）公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
- （ケ）生活福祉資金貸付事業
- （コ）上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルな支援

- エ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。
- オ 県福祉事務所は、支援調整会議（「7 支援調整会議」参照）において、（2）のウの（イ）、（エ）及び（オ）の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（「8 支援決定」参照）を、（2）のウの（ア）、（ウ）、（カ）、（ケ）又は（コ）の事業等については支援内容の確認を行う（（ア）及び（ウ）については、「住居確保給付金申請書」及び「居住支援事業利用申込書」において、別途支援（支給）決定を行う）。なお、行政以外の自立相談支援機関にあっては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを行政に報告する。
- カ （2）のウの（ク）の事業につなぐ場合については、支援決定を行った県福祉事務所がプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。
- キ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。
- （3）支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結
- ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。
- イ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。
- ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。  
（ア）目標の達成状況  
（イ）現在の状況と残された課題  
（ウ）プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等
- エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。
- オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

## 7 支援調整会議

### （1）目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下の4点を主な目的として開催するものである。

#### ア プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、行政及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議

体形式で協議し、判断する。

イ 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確化する。

ウ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討する。

エ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討する。

(2) 開催方法

自立相談支援機関が主催し、県福祉事務所単位で開催することを基本とする。

プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、県福祉事務所が支援決定を行う役割を担うことから、県福祉事務所担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

(3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

## 8 支援決定

(1) 県福祉事務所は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するため支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(2) 県福祉事務所による支援決定は、以下の手順により行うものとする。

ア 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを県福祉事務所に提出する。

イ 県福祉事務所はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

ウ プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、県福祉事務所内部での決裁後、速やかに利用者への支援決定の通知を行う。

(3) 上記(2)イにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、県福祉事務所はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて県福祉事務所に提出する。

## 9 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して検討の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行う

ことができるよう、自治体の関係部署や生活困窮者支援を行う関係団体等と連携するためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

## 10 住居確保給付金の手続き

住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等（県福祉事務所が行う支給決定に関する事務を除く。）は、自立相談支援機関において行う。

## 11 生活福祉資金の貸付に関する相談

生活福祉資金のうち、総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用が要件となっているため、自立相談支援機関は貸付相談を含めた総括的な支援を行う。

## 12 居住支援事業

受託者は居住支援事業相談支援員1名を居住支援事業の事業受託者の事業実施場所内に配置し、県福祉事務所が支援決定を行った生活困窮者に対する住居確保及び就労支援のための業務に従事する。

居住支援事業利用のプランを作成した自立相談支援機関及び支援決定を行った県福祉事務所は関係機関と連携し以下の（1）から（5）の支援を行う。

### （1）自立支援プランに基づく支援

利用開始時に自立相談支援機関が作成した、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を適切に引継いだうえで必要なガイダンスを行うとともに、利用者の生活史や健康状態等を勘案した自立支援プランに基づく支援を行うこと。

### （2）自立支援の実施

利用期間中は（1）自立支援プランに基づき、生活相談・指導等を行うとともに、自立を阻害する要因の除去や社会生活へ復帰するための指導援助を行うこと。

### （3）就労支援

就労意欲のあるホームレスに対しては、ハローワーク等と連携し就労を促すとともに、就労準備支援事業の利用も促すなど、就労に関する情報を提供する等、就労支援に努めること。

### （4）福祉サービスの提供

生活保護等、福祉サービスの提供が必要な利用者に対しては、実情に応じ、福祉事務所等において必要な支援が受けられるよう助言・指導・調整に努めること。

### （5）雇用と福祉の連携

雇用と住居を同時に失った利用者に対しては、雇用対策を実施する公共職業安定所などの労働施策担当機関や福祉施策を実施する福祉事務所、社会福祉協議会などの福祉施策担当機関と連携し、必要な支援に努めること。

## 13 事業計画の作成

受託者は、事業を効果的に実施し、その質を向上させるため、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を定め、その実施状況や目標の達成状況を

評価し、次年度以降の運営の改善に生かすこととする。なお、事業計画の項目は次の（1）～（4）とし、毎年度4月末日までに年間事業計画を策定し、県と協議を行うこととする。ただし、計画に変更が生じる場合は、速やかに変更後の計画書を提出し県と協議を行う。

- （1）任意事業受託者と相互の連携を図るための定期的な連絡調整
- （2）課題の共有と連携を図るための町村、民生委員、ハローワーク、弁護士等の関係者連絡会議及びケース検討会の計画的な実施（県福祉事務所単位）
- （3）支援員の相互の連携及び支援員のスキルアップを図るための支援員連絡会議及び研修会の実施（年3回程度）
- （4）自立相談支援を行う窓口に関する地域への周知広報

#### 14 業務結果等の報告

自立相談支援機関は、業務活動内容の実績をとりまとめるとともに、県及び県福祉事務所へ業務活動結果を報告する。

#### 15 留意事項

- （1）当委託事業の実施にあたっては、県福祉事務所の意向を尊重し、連携体制を図ること。
- （2）事業の実施に際しては「自立相談支援事業の手引き」及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」、「生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の連携マニュアル」、その他厚生労働省が発出する各事業実施に関する手引き等を参照すること。
- （3）相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を使用すること。また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。
- （4）関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。
- （5）当委託業務については、県の承認を得て再委託することができる。

#### 附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 第2「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和3年4月1日を起算日とする。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 実施主体に規定する「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和8年4月1日を起算日とする。